

令和2年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 三沢市は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「東京圏」という。）のうち別表に規定する条件不利地域を除いた地域（以下「条件不利地域」という。）から本市に移住した者が、インターネットサイト「A o m o r i J o b あおもりで働く。」（以下「マッチングサイト」という。）の求人を充足して定着に至った場合又はあおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を受けた場合に、令和2年度予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付について、あおもり移住支援事業実施要領、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、単身世帯の場合は60万円とし、複数人の世帯の場合は100万円とする。

(対象要件)

第3条 移住支援金の対象となる者は、次に掲げる要件のうち、第1号又は第2号に該当する者であつて、単身世帯の場合は第3号を満たす者とし、複数人の世帯の場合は第3号及び第4号を満たす者とする。

(1) 就職に関する要件としては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載されている求人であること。

ウ 求人への応募日は、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う

職務を務めている法人への就業でないこと。

オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して3か月以上在職していること。

カ 申請日から5年以上、継続して当該法人に勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 起業に関する要件としては、1年以内に、あおり移住起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

(3) 移住等に関する要件としては、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件としては、平成31年4月1日から令和元年12月24日までに当市に転入した場合は、次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかに該当することとし、令和元年12月25日以降に当市に転入した場合は、次に掲げる（ウ）及び（エ）に該当すること。

（ア） 当市に転入する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

（イ） 当市に転入する直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、転入する3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、転入するまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）

（ウ） 当市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

（エ） 当市に転入する直前に、連続して1年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、当市の転入する日の3か月前までを当該

1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件としては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に当市に転入したこと。

(イ) 申請日において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 申請日から5年以上、継続して当市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件としては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本国籍を有する者又は外国人住民のうち特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、若しくは定住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 県知事又は市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(4) 複数人の世帯に関する要件としては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に当市に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請日において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む全ての世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による交付申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）
- (2) 移住元の居住地及び在住期間がわかる住民票（2人以上の世帯の場合にあっては世帯全員分）
- (3) 第3条第1項第2号に該当する場合は、あおり移住起業支援事業費補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 第3条第1項第3号ア（イ）、（ウ）または（エ）のいずれかに該当する場合は、退職した企業等での就業証明書、退職証明書、離職票等移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類の写し
- (5) 本人確認書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金交付の可否を決定することとし、相当と認める場合は、規則第5条第1項の規定による交付の決定の通知を様式第3号により行うものとする。

（移住支援金の請求）

第6条 移住支援金の請求は、様式第4号によるものとし、交付決定後に交付決定通知書の写しを添付して行うものとする。

（報告及び立入調査）

第7条 県知事及び市長は、必要があると認めるときは、あおり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、県内の他市町村へ転居した後、県外に転出した場合は、この限りでない。

- (1) 次の要件のいずれかに該当した場合 移住支援金の全額
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 申請日から3年未満に当市から県外に転出した場合
 - ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ あおり移住起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 申請日から3年以上5年以内に当市から県外に転出した場合 移住支援金の半額

(返還の免除)

第9条 移住支援金の交付を受けた者は、前条に規定する返還要件に至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときには、様式第5号及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を市長に申請できるものとする。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、返還免除の可否について様式第6号により、県知事へ協議するものとする。

3 市長は、前項の協議に基づく返還の可否に係る決定内容を様式第7号により、当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、移住支援金受給者である旨を通知するものとする。

2 市長は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村から当市に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対して、その旨を通知するものとする。

3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに県と情報共有するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和元年12月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

別表（第1条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村